

令和8年度第1回 福岡市保健福祉審議会総会

会 議 録

日 時 令和8年4月21日(火) 15時00分

場 所 TKPガーデンシティPREMIUM
天神スカイホール(メインホールA)

出席者（五十音順、敬称略）

案 浦 美 雪
入 江 芙 美
岡 田 靖
倉 光 晃 子
下 山 いわ子
田 中 康 雄
二 宮 利 治
平 畑 雅 博
安 元 佐 和

石 本 優 子
岩 城 和 代
勝 見 美 代
袈裟丸 政 憲
高 田 仁
樗 木 晶 子
野 口 尚 美
満 生 美 保
吉 川 昌 子

磯 部 紀 子
太 田 みゆき
清 成 厚 美
古 賀 興 三
高 野 和 良
中 山 郁 美
浜 崎 太 郎
明 治 博
吉 田 賢 治

令和 8 年度第 1 回福岡市保健福祉審議会総会

〔令和 8 年 4 月 21 日（火）〕

I 開会

事務局：定刻となりましたので、ただいまから令和 8 年度第 1 回福岡市保健福祉審議会総会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は事務局を担当いたします福祉局総務企画部長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は当審議会委員 34 名のうち、会場で 20 名、オンラインで 4 名の合計 24 名の委員にご出席いただいております。定足数である過半数に達しておりますので、福岡市保健福祉審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、本審議会は福岡市情報公開条例に基づき原則公開となっております。

オンラインでご参加の皆さまへのお願いですが、カメラは原則としてオンにしてください。くとともに、発言時以外のマイクの停止にご協力をお願いいたします。また、オンラインでご参加の皆さまがご発言される際は、カメラに映るように挙手をお願いいたします。会場でご参加の皆さまがご発言される際は、職員がマイクをお持ちいたしますので挙手をお願いいたします。

なお、本審議会は議事録作成のため、Zoom 機能を活用して録画しておりますことをご了承願います。

それでは開会に当たり、福岡市を代表して福祉局長よりごあいさつを申し上げます。

II 局長挨拶

事務局：皆さん、こんにちは。今年度も引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日はご多忙の中、保健福祉審議会総会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃より本市の保健福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、次期福岡市の保健福祉総合計画の策定につきましては、昨年 8 月の総会にて諮問をさせていただきまして、その後、各専門分科会および調整会議にて活発にご議論、ご審議いただいたところでございます。本日は皆さまからいただいたご意見などを踏まえまして、事務局にて作成いたしました計画素案についてのご審議をいただきたいと考えております。委員の皆さまには、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

III 委員紹介等

事務局：続きまして、配付資料を確認いたします。お手元の会議資料をご覧ください。まず「会議次第」「座席表」「委員名簿」。資料 1「策定スケジュール」、資料 2「素案概要」、資料 3「素案」、資料 4「成果指標（案）」、そして参考資料が 1～3 でございます。また、現行計画も机上にお配りしておりますので、併せてご確認をお願いいたします。資料に不足がある場合は挙手をしていただき、事務局にお知らせ願います。オンライン参加の方で資料がない場合は、恐れ入りますが画面に表示する資料をご参照願います。

議事に入ります前に、前回の総会から委員の交代があつてございますので、事務局から紹介をさせていただきます。お手元にお配りしております委員名簿をご覧ください。

(委員紹介)

紹介は以上となります。

既にご承知の方もいらっしゃると思いますが、本審議会の委員でいらっしゃいました鬼崎信好様につきましては、本年1月に逝去なされました。鬼崎様には、これまで本審議会のみならず、福岡市の福祉行政の推進に多大なご尽力を賜りました。ここに改めて深く感謝申し上げますとともに、謹んで哀悼の意を表し心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それではこれより先の会議の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

IV 議事

委員長：新年度が始まりました。今年もどうぞよろしくお願いいたします。これより先は私のほうで進行を務めさせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、議事の進行にご協力のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

早速ですけれども、議事についてです。まず「次期福岡市保健福祉総合計画（素案）」について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局：福祉局政策推進課長でございます。よろしくお願いいたします。

最初に「策定スケジュール」について、ご説明いたします。資料1「次期福岡市保健福祉総合計画の策定スケジュールについて」をご覧ください。資料の下の方の赤い枠で囲んでおりますのが、今回の審議会総会でございます。本日は昨年度の第1回、第2回の各専門分科会でのご審議を踏まえたところで、次期計画の素案の取りまとめをいただきたいと思いますと考えております。以降は、7月、10月の専門分科会でのご審議を経て、11月の審議会総会で計画原案を取りまとめていただき、12月から来年1月にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、2月に答申案を取りまとめていただくという流れを予定しております。

それでは、次期計画の素案についてご説明いたします。資料2「次期福岡市保健福祉総合計画（素案）概要」をご覧ください。こちらは次期計画の素案の概要をまとめた資料でございます。全体構成につきましてはこちらの資料でご確認いただきながら、具体的には資料3の全体版のほうでご説明いたします。資料3「次期福岡市保健福祉総合計画（素案）」をご覧ください。

表紙に記載しておりますとおり、第1回の専門分科会後に修正した箇所は黒字のアンダーライン、第2回の専門分科会後に修正した箇所は朱書きのアンダーラインでお示しております。なお、いずれも専門分科会でのご意見を反映した修正のほか、事務局による修正も含んでおります。また、これまでは専門分科会ごとに、特にご議論いただきたい箇所が分かるように主な取組みに分野の記載をしておりましたが、最終的な計画には分野の記載はいたしませんので、今回の資料ではいったん削除しております。

本日は第1回、第2回の専門分科会の総括でございますので、これまでご審議いただい

て修正してまいりました内容のうち、主なものについて順にご説明いたします。なお、専門分科会でのご意見とその対応につきましては、参考資料 1 と参考資料 2 にまとめておりますので、併せてご覧ください。

それでは資料 3 の 2 ページをご覧ください。2 ページから 11 ページまでは計画の総論でございます。7 ページをご覧ください。こちらは福岡市の状況として障がいのある人の推移をお示ししているページでございますが、上段のグラフはこれまで「身体障がい者数」「知的障がい者数」「精神障がい者数」としておりましたところを、事務局におきましてそれぞれ「身体障がい者手帳所持者数」「療育手帳所持者数」「精神障がい者保健福祉手帳所持者数」に修正しております。また下段に、発達障がいに関するグラフを追加しております。こちらは専門分科会で「知的障がいや精神障がいとは別に発達障がいの状況についても示すべき」とのご意見をいただいたことを踏まえまして、追加したものでございます。なお、次の 8 ページ上段には、障がいのある人には難病患者も含むことが分かるよう、「指定難病の受給者証所持者数」のグラフを追加しております。

10 ページをご覧ください。計画の基本的な視点でございます。ここでは人材確保や人材育成の必要性についてのご意見を多くいただいたことを踏まえまして、視点 3 として「保健福祉を支える幅広い人材の確保・育成」を追加いたしました。また、「AI などの先端技術を保健福祉分野でも積極的に活用していくという視点を盛り込むべき」とのご意見を踏まえまして、視点 5 として「AI を初めとした先端技術の活用の推進」を追加いたしました。

12 ページをご覧ください。12 ページ以降は、計画の各論でございます。12 ページから 16 ページにかけて目標 1 の施策を記載しております。13 ページをご覧ください。一番上の施策 1-1 の「年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず」の箇所でございますが、これは当初「高齢者や子ども、障がいのある人をはじめ」としておりましたが、国籍や性的マイノリティーなども含めてはどうかとのご意見を踏まえまして、修正したものでございます。

12 ページから 16 ページにかけての目標 1 の施策につきましては、専門分科会で数多くのご意見をいただきました。特に身寄りのない人の支援や孤独・孤立の防止、地域福祉活動を担う人材の育成・場づくりに関しましては、さまざまな視点から具体的にご意見をいただいております。今後、計画原案におきまして具体的な取組みの記載などを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、16 ページをご覧ください。16 ページから 20 ページにかけて、目標 2 の施策を記載しております。18 ページをご覧ください。冒頭部分は 17 ページからの続きで、こころの健康づくりに関する記述ですが、ここでは「ひきこもりや自殺対策だけでなく、依存症についても記載してはどうか」とのご意見を踏まえまして、依存症に関する取組みを追加いたしました。同じく 18 ページの下の方の施策 2-2 でございますが、事務局におきまして施策名を「健康づくりを支える社会環境の整備」から「健康を支える社会環境づくり」に修正しております。環境の整備はハード面の整備の印象が強いことから、環境づくりに修正したものでございます。その下の「②地域や職域などでの健康づくりの推進」でございますが、「健康づくり教室などを普通に開催しても人が集まりにくいので、地域で人が集まる場で健康づくりの取組みを行ってはどうか」とのご意見を踏まえまして、「健康づくり講座等を様々な機会を捉えて」という記述を加えております。

16 ページから 20 ページにかけての目標 2 の施策につきましても、専門分科会で幅広くご意見をいただきました。特に健康づくりに関しては、個別の健康課題や今後力を入れるべき取組みなどについて専門的な見地から貴重なご意見を多数いただいたところございまして、しっかりと今後の取組みの参考とさせていただきたいと考えております。

続きまして 20 ページをご覧ください。20 ページから最後の 25 ページにかけて、目標 3 の施策を記載しております。20 ページの下から 2 つ目の「DX の推進・AI の活用」につきましても、当初は「AI などの先端技術の活用等により事業所の業務効率化などの検討を進める」としておりましたが、「検討を進めるではなく、もっと踏み込んだ記述にしてほしい」とのご意見を踏まえまして、「AI などを含むテクノロジーの導入・活用支援に取り組む」と修正しております。

24 ページをご覧ください。中ほどの④「動物愛護・適正飼育の推進」でございます。3 つ目の動物愛護管理センターについて、これまで「役割や機能などセンターの方向性について検討」としておりましたところを、事務局におきましてより明確に「機能強化のための再整備を推進」に修正しております。

25 ページをご覧ください。24 ページからの続きで、「福祉避難所運営体制の検討・充実」に関する記述でございますが、事務局におきまして新たに直接避難の体制づくりについて追加しております。

20 ページから 25 ページにかけての目標 3 の施策につきましても、専門分科会でさまざまなご意見をいただきました。目標 3 の施策は内容が多岐にわたっておりまして、個別の取組みについてもう少し記載の充実が必要な部分もございますので、いただいたご意見も踏まえまして、引き続き計画原案におきまして整理、検討してまいりたいと考えております。

次期計画の素案についての説明は以上でございますが、専門分科会でいただいたご意見につきましても、計画原案において検討することとしているものも多くございますので、引き続き計画原案においてお示しする予定の関連事業や、別途設定いたします事業指標なども踏まえながら検討を進めてまいります。

最後に資料 4 「次期福岡市保健福祉総合計画の成果指標（案）」をご覧ください。次期計画の成果指標案につきましては、2 月にご報告いたしましたとおり、審議会の委員長・副委員長、各専門分科会の会長・副会長を委員とする調整会議にお諮りしまして、資料のとおり決定いたしました。この成果指標案を基に 3 月に市民アンケート調査を行ったところございまして、7 月以降、専門分科会でご審議いただく計画原案にはアンケート調査の結果を基に、現状値などを整理した成果指標を盛り込んでまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

委員長：ご説明ありがとうございました。それでは今からさまざまな委員の皆さまから、ご意見・ご質問等伺ってまいりたいと思います。まずは、各専門分科会で大変活発なご議論いただきましてありがとうございました。おかげさまで大変充実した内容になっておりますと思いますが、まだまだこの辺の踏み込みが足りないとか、こういった論点がまだ必要ではないかというようなご意見があらうかと思っておりますので、ぜひ今日は忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

ただし、あまり時間がございませんで、お1人ご発言いただいて3分ずつ使ってもそれだけで90分になってしまいますので、ですのご発言はできるだけ簡潔にお願いいたします。

それではどなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。オンラインの委員の皆さまもぜひご意見等よろしくお願いいたします。

委員：18ページの施策2-1の「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」で、「子どもの健康づくり」というところなんですけど、近年、非常に問題になっているスマホとかデジタルのICT機器と子どもの脳の成長や健康、ここが今すごく課題で、諸外国では16歳未満のSNSの利用を禁止している国も出てきています。日本はちょっと立ち遅れているんじゃないかというお話もありますが、ある意味では子どもの将来、次世代を担う子どもたちの健康づくりの大きなテーマではないかなと思うんです。もしかしたら別の分野で検討されているかもしれませんが、そういったことも含めるのはどうかと思いました。

委員長：ありがとうございます。大変重要なポイントですけれども、事務局で何か現段階でございませんか。お願いいたします。

事務局：こども未来局の指導監査課長でございます。私は保育の関係などを担当させていただいております。まさに委員がご指摘のように、SNSやそういった機器の活用につきましては小さい頃からの取組みというのも大変重要であると考えてございます。例えば、保育園などでの職員を対象とした研修とか、保護者への伝え方とか、そういったところへのしっかりと周知を図って取組みを進めていきたいと考えているところでございます。私のほうからは以上でございます。

委員長：ありがとうございます。これもさまざまな取組みが具体的には考えられるかと思えますし、何か一律に規制を強めるとかということでは、一気に諸外国のいくつかの国で行われているようなことができるかどうかというのは、いろいろな事情があるかと思えます。こういったことは、引き続き関心を強く向けていくべきテーマかと思っております。こういった計画の中身に織り込んでいければと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかに委員の皆さまからございますでしょうか。よろしくお願いします。

委員：ありがとうございます。質問なんですけど、資料3の25ページ、最後なんですけれども、「要配慮高齢者が」となっているんですけど、これは要配慮者ではなくて要配慮高齢者で間違いはないのでしょうか。

委員長：こちらはいかがでしょう。事務局、お願いいたします。

事務局：高齢社会政策課長でございます。直接避難の体制づくりにつきましては、まず要配慮高齢者から体制整備を進め、その後、高齢者以外の要配慮者に対しても検討していきたいと考えております。以上でございます。

委員長：ありがとうございます。今の事務局の回答でいかがでしょうか。

委員：すみません。ということは、障がいのある人については福祉避難所の拡充ということにかかるということですか。

事務局：障がい施設福祉課長でございます。文言としてはそのとおりでございます、先ほどのとおり、まずは障がい者の直接避難につきましても、高齢者の例を参考にして検討する必要があると考えております。

障がい者の場合は、その方の障がい特性を理解している避難所や福祉従事者、あるいはご家族による対応が望ましいこともあり得ますので、福祉避難所への直接避難が望ましいのか、被災直後は一時避難所となる学校の教室等で福祉避難所として利用して、特性を理解されているご家族と一緒に避難のほうがいかなかなど、最適な方法を検討していく必要があると考えております。以上でございます。

委員長：じゃあ、課長、お願いします。

事務局：ちょっと補足します。今現在の取組みの状況としては、高齢者についてのほうが一歩先に出ている状況ではありますが、これは今からの計画ですので、計画としてどういうふうにするかは改めて考えたいと思います。

委員長：ありがとうございます。優先度とか、まずはどこというところがあると思いますけれども、最終的には対象となる方々を包含した形で、その中で実際の計画の実施においては優先度を鑑みながら取り組むという方法もあるのかなと思います。この点は今後も検討していただければと思います。ありがとうございます。

それではほかにはいかがでしょうか。ではお願いいたします。

委員：ありがとうございます。2点ほど意見を述べさせていただきます。

最初に13ページの施策1-2の「②身寄りのない人の支援」。これについては今、国のほうでも議論があって、これから大事だということを昨年の審議会でも発言させていただいたんですけれども、現在これに関する社会福祉法の改正案が今月4月3日に閣議決定されまして、今国会で審議されることとなっております。

法案では、支援の対象者を「頼れる身寄りがない高齢者など」としておりまして、これは戸籍上身寄りがない人という意味ではなくて、近隣に居住する家族がいないなど日常生活の困難者も含まれています。また支援の内容は、現在全国の社協が行っている金銭管理などの日常生活自立支援に加えて、新たに入退院の手続き、または死後事務、これが第2種の社会福祉事業と位置付けられております。

つまり、事業の実施者は行政ではなくて、社会福祉協議会等の福祉活動を行っている団体ということになります。法改正後の新たな支援事業についても、社協が一定の役割を担う必要があることは十分承知しておりますけれども、本市においても対象者がかなり増大

することが予想されますので、社協だけで全てを担うことは到底不可能だと考えております。このため本市において、頼れる身寄りがない高齢者が支援を受けたくても受けられないことがないように、市に対しては支援体制の十分な確保や調整機能の役割を任せていただくようお願いしたいと考えております。

もう1点、14ページの1-3「共創による地域福祉活動の推進」。こちらは社協の取組みをメインに書いていただいておりますけれども、この計画全体でいきなり市社協と出てきております。言葉の使い方ですけれども、最初に福岡市社会福祉協議会という言い方をしていたきたいのと、市社協、社協とか校区社協とかいろいろ混在していますので、そこらの言葉の使い方は整合性を取っていただければと思います。以上です。

委員長：ありがとうございます。2点ありましたけれども、事務局から何かございますか。お願いします。

事務局：地域共生課長でございます。どちらも重要な話でございまして、法改正を受けて、この身寄りの終活関連事業が大きく制度化され、都道府県で1カ所の実施を国も目指すということでございますので、市社協にお願いしたいとも考えていますが、他の支援機関との連携したところは行政も含めて一緒に支えるような体制づくりを、当然やっていくべきものと考えております。

2点目は、申し訳ございません、ご指摘の通り、正式名称を明記したうえで、用語の統一を図るようにいたします。以上です。

委員長：よろしくお願いいたします。国の制度は日々刻刻というわけではないですが、かなり年ごとに変わってくるということもございますので、その辺も一応、自治体としてもキャッチアップして、それに足並みそろえる形でぜひこういった計画も作ることを願います。大変貴重なご意見をありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

委員：ご説明いただきましてありがとうございました。質問というよりも少し大きな意見と申しますか、お願いになるんですけれども、この計画が健康増進計画とか老人福祉計画とか障がい者計画をほぼ包含するものになっているということで、どうしてもそうした方たちを主語にした記述がすごく増えてくるのはやむを得ないことだとは思うんですけれども、その中で地域福祉計画という計画は、市民の方たちが地域福祉的な思考をもって活動に参加していくということを大事にするということかと思えます。

そういう意味で、例えば今この各論の中で出てきています施策1-3「活動を担う人材の育成、場づくり」というところでの2番目のポツとかでは、「高齢者や学生等の地域福祉活動やボランティア活動の参加を促す」と「支え手のスキルアップ」という言葉が出てまいります。

施策2-3の社会参加ではどちらかというと高齢者や障がいのある方というほうが主語になって語られていると。多くの市民の方たちが、この計画を通じて参加をして、地域福祉活動の主体を形成していくという方向を大事にするとするならば、やはり施策1-3の

辺りに社会参加の大切さみたいなものを原案の中で少しお考えいただいて、市民の方たちにどのように働きかけるか、あるいは企業にどのように働きかけるのかといった、さまざまな主体への活動を担う主体の多様性といったようなものも少し意識していただくことも必要なのかなと思ったところです。なかなか難しいところではあるかと思うんですけれども、お願いできればと思っております。

委員長：大変重要なお意見、ありがとうございます。事務局から何かございますか。お願いいたします。

事務局：社会参加という切り口は、地域共生社会と言われる中で、全ての施策に係る内容と考えております。ただ、総合計画でどこかに位置付けないといけないというところがちょっと悩ましい問題でございまして、どのように書き込むのかは工夫させていただくということでもよろしくをお願いいたします。

委員長：ありがとうございます。

担い手の問題は、大変本当にこれからどうするんだという個人的にも大変危機感を持ってまして、計画の中で掲げるビジョンとしては大きなものを掲げつつ、そこからやはりドリルダウンをするか、施策の辺りに落とし込んでいく、そういう形でうまく表現ができるといいのかなと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。それではお願いいたします。

委員：14ページの施策1-3 主な取組みの「地域福祉活動の支援」のところに民生委員のことを書いていただいているんですけど、社協さんのほうで民生委員の相談の窓口をつくっていただいているんですけど、そこがあるからと言って民生委員のなり手が増えるわけではありません。障がいのほうもそうですけれども、やはり地域のコミュニティが今、昔みたいにはないものですから、若い人たちが地域の行事に参加する機会も少ないので、私たち高齢者がいくつまで地域を支えていかなきゃいけないんだろうかというのはありますし、民生委員のなり手がいないというのは、本当にどこに問題があるのかというのは民生委員の会の中でもいろいろ話をしていますけど、やはり地域のコミュニティだと思います。そのところがここに入っていないし、もう少し本気で民生委員のなり手を、民生委員が「私になります」と若い人たちが手を挙げてくれるようなことを、本当に取り組んでほしいです。

社協さんには本当にありがたいと思っているんですけど、社協さんのほうに私たちがいっぱい相談に行くと、社協の委員さんも大変なんですよね。福岡市で10人しかいらっしゃらないので、10人で7区を持っていちゃいますので、そして相談したことがすぐ解決することじゃなくて、私も相談したのがいくつかありますけど、1年も2年もかかるんです、相手の方と信頼関係を結ぶのに。だからそれだけではないということを、福岡市のほうも分かっていたきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長：ありがとうございます。担い手に関連するのはこういう非常に重要な課題でありますけれども、これに関しては何かございますか、事務局のほうから。お願いいたします。

事務局：いつもご指摘いただく内容でございます。すごく重要な課題で、担い手の解消としての地域の掘り起こしやそもそものコミュニティがいなくなっているという状況を認識しつつ、総合計画にどのように書き込むかというのは、検討させていただければと思います。

委員長：例えば、施策 1-4 のほうには「多様な主体の参画促進・ネットワークづくり」というものがあって、こちらはかなり広い範囲で多様な参加の主体というのが列挙されているわけですが、こういったところとひも付けながらということが、整理できないだろうかというふうに思います。

いずれにしろ非常に重要な項目です。ありがとうございます。事務局のほうでその辺の表現ですとか表記ですとか、もう少し工夫が可能かどうかご検討を引き続きいただきたいと思います。それではほかにはいかがでしょうか。お願いいたします。

委員：17 ページの「健康づくりの推進」の「飲酒」のところなんですけど、もう 1 つの参考資料 1 の委員意見対応表の 5 ページ 1-53、委員から「アルコール摂取量を減らすような啓発があってもいいのではないか」という意見をいただきましたので、「適正な飲酒量」という表現を変えて、「アルコール減量による健康リスクの減少について、さまざまな機会を通じて」にしたほうが、一步踏み込んだ啓発の表現になるのではないかと考えて意見をさせていただきました。

下のほうで、糖尿病に加えて循環器病が入ったりして、総合的な生活習慣病対策が入っているので大変良いかなと思っております。ありがとうございました。

委員長：ありがとうございます。その辺の表記はいかがでしょうか。じゃあこちらのほうから手が挙がっています。

事務局：保健医療局地域保健課長でございます。

飲酒の項目につきましては、これから詳細をもっと深めて記入をしていこうと思っているとございますので、委員のご意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。以上でございます。

委員長：ありがとうございます。個人的にも大変重要なお意見だと思いました。

それではほかにも委員の皆さまいかがでしょうか。オンラインのほうからもしございましたら、挙手ボタンを押す、あるいは物理的に画面の向こうで手を挙げていただく形でも結構です。いかがでしょうか。

では、お願いいたします。

委員：先ほどの委員の SNS の問題で、私も少し考えてみる場合がございます。乳幼児健診の時に、福岡市ではないんですがそこにかかわっている時に、お母さんたちに「乳児期に動画とかを見せるということは、大人がコーヒーを子どもに飲ませないのと同じように、

すごく刺激が強すぎるから SNS は控えたほうがいい」というご指導をされていたんですね。それは私ももっともだなと思ったんです。お母様方はそれを聞いていても、その時はふんふんと思うけど、そんなに強く残っていないような気がするんです。

ですが、たまたま今日私がテレビを見てみたら、近視というのは発達期にすごく進むということで、それも特に乳児期はある程度固定した距離で見ていると近視の進み具合が強くなって、その近視の度合いが強くなると、緑内障の問題が大人になってありますが、緑内障への発生率もすごく高まるという、そういういろんな健康に関する長期的な影響がたくさんあると思うんです。だけど、今は日本全国というか、世界みんな SNS 中毒と言いますか、スマホが離せないような人類になってきている気がします。けれども乳児期から SNS の楽しさ、動画の楽しさを知りすぎると、もう離すのが難しいんです。

ですので、小さい時に見せることの弊害を乳幼児健診でもっとしっかり、インパクトのあるように、こんなふうになってしまう可能性があるということを刻み込まれるぐらいの乳児指導をしていかないと、どうしても乳児期から虜になってしまうと、お母さんたちはそこに抵抗できなくて子どもに与えてしまう傾向がますます強くなりそうな気がします。本気でそういう乳幼児健診からの長期的な健康指導ということを考えた場合には、かなりインパクトのある指導を 1 から置いたほうがいいんじゃないかと思っています。

委員長：ありがとうございます。大変重要なご指摘ですけれども、これは何か根本的に織り込むようなことというのはいかがでしょうか。いわゆる SNS 事業者、民間企業の活動がある種不当に制限するみたいなことになってしまうと、それはそれでできない話だと思いますので、こういった行政の計画の中での書きぶりというのは、ちょっとバランスを取りながらということも必要なのかなと。

ただ、何も言及しないということもあれですし、何かいいアイデアは出そうでしょうか。あるいは、計画は計画としてあるんですけれども、実際の場面において意見、発想を促していく。そういう実施の段階で、より具体的な施策として受けるものを受けるというのもあるかもしれません。非常に大きな課題ですけど、何かいい意見がございますか。じゃあお願いします。

事務局：こども未来局こども健やか課長でございます。各区の保健福祉センターで乳幼児健診を実施しておりまして、それを担当させていただいております。

委員のご指摘はごもっともだと思ひまして、計画に書き込めるかどうかというのはまた別途検討が必要かと思ひますけれども、そういった乳幼児健診の場で、委員がおっしゃったようないろんな課題があるんですけれども、視力のことについても少し保健指導のほうで、これまでも少しはしているんですけれども、そういったものも充実させていきたいと考えております。以上です。

委員長：ありがとうございます。子どもをおとなしくさせるとか気を紛らわすというようなことで、結構スマホを持たせるという場面が多いと思ひますけれども、これが長期的に影響してくるということの深刻さについては、より正しく情報発信をしていく、それを理解していただくように努めるということが必要かなと思ひます。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。オンラインでの参加の委員の方々からは何かございますでしょうか。あるいは会場からでも結構ですけれども、いかがでしょうか。
お願いいたします。

委員：私は一番素人というか、そういう目線での話かもしれませんが、私がずっと気になっていたのが、前にもおっしゃってましたが、包括的に縦割りではなくすというような話だったと思います。今回はそれが結構盛り込まれている形の言葉がありまして、私はそこはとても評価するんだけど、結局じゃあ実態としてどうなのかなというのは、いまいまだよく分からないところがあります。

先ほど素人と言ったのは、例えば今名簿を見せていただいた時に、福祉の中でも課がいっぱいあるわけですね。一般の人は、例えば生活福祉課とか、事業者指導課、それから地域包括ケア推進課、どこか分からないわけです。私たちが問い合わせする時も、「それはうちの課ではありません」というパターンが本当によくありまして、でもそれを脱却しようとされているのもとてもよく分かります。

なので、それをどうこれに盛り込むかというのは本当に難しいんだけど、市としてこんなことをやりますというところがすごく書かれているというのはよく分かるんですね。それは大事なんだけど、受け手側からすると、そこをやりますよというのが広範囲に渡ってあるというのが、どういうふうになるんですかというのがちょっといまいまだ分からないところがあります。具体的にどうしろというのは私もなかなか分からないんだけど、例えば包括的と言った時に、これにも書いてありますように今の時代は複合的要因とか1人の人に対していろんな難しいところがあって、それを本当に包括的にやらないとなかなか解決に向かわないというのはそこに書いてあるとおりなんだけど、例えば皆さんたちいろんな課の人たちがいろんなチームでそこをやりますというような表現が1つあると、「どこに頼んでもこの人一人じゃなくて、市全体でやってくれるんじゃないか、チームでやってくれるのではないかな」という表現があれば、ひょっとしたらいいかなと、今ちょっと読みながら思った次第でした。以上です。

委員長：ありがとうございます。全体の枠組みについて大変重要なご意見だったと思います。こちらはいかがでしょうか。事務局からごさいませんか。

実際の場面においては、やはり複数の課が情報や意識を共有しながら一緒に取り組むということなんかは、これからの場面では出てくるかもしれませんし、一方で市民がこの計画を、最終的にできる分厚いのを手に取りながら問い合わせするみたいなことがどのくらい起こるのかというと、現実にはそれほどではないにせよ、やはり何か問い合わせがあった時に、責任はどっちなんだといったようなことが生じるとあまりよろしくないと思います。その辺の考え方、組織的な対応についての考え方みたいなことというのは、どのように理解しておけば良いのかということで、少し解説をいただけるとありがたいと思います。いかがでしょうか。

事務局：政策推進課長でございます。今のご指摘の点でございますけれども、市の内部の組織での話でございますが、施策を推進していくに当たりましては、それぞれの所属がそ

それぞれの役割を果たしながら、また、横の連携も取りながら進めているところでございます。これは次期計画が分野横断的な計画になったとしても、その部分は変わらずしっかりやっていくところだと考えております。引き続き、市民にも分かりやすいような形でしっかり取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

事務局：すみません。補足をさせてください。質問ありがとうございます。今お聞きになったのは、推進する体制について包括的なものになるのかどうかということだと思います。関係する局、それから一番市民の方に身近な区役所を含めて、その推進をしっかりするための体制づくりというのが大事だと思っておりますので、この計画を推進する初年度に、必要に応じて区も含めて体制の見直しが必要であればやります。

それと、この計画の中の本編の 10 ページですね。下に、7 の「計画の推進」というところがございます。この計画を推進するに当たっての市の姿勢みたいなものを書いているんですが、先ほど課長が申しあげました体制だったり、必要な連携だったり、スピード感だったりみたいな話を、ここにどのように書き込めるのかというのは検討させていただければと思います。以上です。

委員長：ありがとうございました。10 ページの計画の推進、実際にどう動くんだろうかということにつきまして、市民の不安がないように、迷いがないような形がここに書いていただけると安心かなと思います。大変重要なコメントでした。ありがとうございました。

それではほかに。では、お願いいたします。

委員：最初に委員からご質問とご意見がありました。私もちょうどそのところはこの記載に違和感を持っていたしまして、福祉避難所の拡充と併せて、「要配慮高齢者」というのが付いているというのは、ちょっと順番で高齢者が先とか後とかそういう話じゃないと思いますので、事務局からお話いただきましたように、ぜひここは合理性を持たせる表記にしていきたいと思います。

それともう 1 つは 20 ページ、目標 3 のところで、まず現状と課題の丸の 4 つ目に、「高齢化や世帯の単身化が進む中でうんぬん」と、住環境の不安について記載されています。そして 22 ページに「住まいの確保と居住支援」というのが最後辺りに出てきております。ここでは住宅確保要配慮者についての支援等が強調されているんですが、今、本当に福岡市の都市政策の下で地価の急上昇、それに伴って家賃も高騰するという状況になっていて、住宅に困っておられる、あるいは今住んでいるけれども高い家賃で暮らしに大きな影響が出ているという場面が、急速に広がっているというふうに思っています。

そういう点では、住まいの支援というのも特定の限られた方だけではなくて、福岡市の施策としてどうこれを見ていくのかということは、やはり住まいは福祉の観点で避けて通れない課題ではないかと思います。どこの記載をどうしたらいいという提案は持ち合わせないんですが、ご検討いただけないかということ。

もう一つ、一番最後に書かれている公共交通についても同様に、ここではタイトル②で「日常生活の支援」となっているんですが、最後の文章を見ると、「公共交通施策として市民・交通事業者・行政が共働し」ということで、やはり市民も共に働いてくださいよとい

うことになっている。これが支援という観点からして、少し矛盾があるんじゃないかというふうに思うわけです。つまり、交通事業者が不採算路線は撤退するというようなことでバスに乗れない住民が今増えている、そこをどう補うかというのはやはり交通事業者の努力が必要だし、行政がもっと乗り出していただきたいし、市民が頑張って乗客数を増やしてくださいよということで、地域の自治会などが必死になって乗客数を増やすような努力をしなくちゃいけないという、ここら辺の考え方は少し見直す必要があるんじゃないかと思っています。

住まいの問題、庶民が住めなくなっているんじゃないか、それから市民が移動することに大変困難を感じている状況になっているんじゃないかという2点の問題意識から、意見というか要望を申し上げさせていただきたいと思います。

委員長：ありがとうございます。とてもこれ重要なことですけれども、1点目のまず福祉施策と住宅施策をどう連携させるかという辺りですけれども、やはり環境的には非常に厳しくなっているんじゃないかというようなご意見、ご指摘でございました。まずこちらについて何か事務局のほうからございますか。お願いします。

事務局：生活福祉課長でございます。先ほどの住まいの件ですが、生活困窮者支援施策の1つとして、生活自立支援センターが窓口となり、失業等で今住んでいる家の家賃の支払いにお困りになるというような場合の一定期間家賃の補助や、低廉な家賃への転居や実家に戻る際の転居費用の補助がございます。

また今後、高齢や障がい、いろいろな方々の住まいの問題というのは、住宅都市みどり局と連携しながらいろいろな形で検討してまいりたいと考えております。

委員長：ありがとうございます。公共交通のほうはいかがでしょう。22ページ、「市民・交通事業者・行政が共働し」という部分で、あえて共働という言葉を使ったというあたりの背景とかもあれば、共有いただければより理解が進む、あるいはそれであればこういう表現のほうが良いのではないかというご意見もあろうかと思えますけれども、何か事務局で。お願いします。

事務局：住宅都市みどり局地域交通課長でございます。

今回記載しております「公共交通施策として、市民・交通事業者・行政が共働し」というところにつきましては、昨年度に、当局で策定しております市の都市交通基本計画での記載と整合を取らせていただいておりますので、やはり公共交通の維持に当たりましては市民の方々、地域の皆さまのご利用というところも重要な部分でございますので、そういった意味も含めまして共働という言葉を使わせていただいている背景がございます。

ただ、生活交通の確保につきましては、高齢化の進展などに伴いまして、重要性が非常に高まっていると認識しておりますので、既存の計画と整合も取っておりますが、ご意見につきましては受止めていきたいと思っております。以上でございます。

委員長：ありがとうございます。これは、全国いろいろ事例、私もそんなにたくさん知

っているわけではないですが、地域交通は非常に疲弊しておりまして、その中でいわゆる国の制度としてちゃんと白タクの免許を地域で取って、地域の方々がある種のライドシェアみたいなことをやりやすくする、そういう仕組みを高齢者の方々が使いやすいような仕組みとして導入して注目されている例があります。富山県朝日町というところが先進的な取組みをされています。そういう先進事例なんかをぜひみんなで学んで、福岡市で少し取組みができないだろうか、と考えていくことができればいいかなと思いながら聞いておりました。

ほかにはいかがでしょうか。お願いいたします。

委員：2点、市のご意見伺いたいと思います。福岡市はアジアの国々に開かれた都市として色々な面でアジアとは非常に関係が深いと思います。20ページの新たな人材の受け入れということで、介護の方々などの海外からの受け入れに関しては書かれています。しかし、福岡市に住んでいる海外の人たちの人口は、どんどん増えていると思います。その人たちの健康を守るための文言が、少な過ぎるんじゃないかと思います。13ページの施策の1-1に「インクルーシブなまちづくり」のところで下線を引いてあります「年齢や性の違い、国籍、障がいの有無など」、ここに国籍の違いという言葉が出てくるぐらいで、海外から移住してきている人たちの健康へのアクセスとか、そういったことがきちんと項目立ててないように思いますが、どこかに入れることが可能でしょうかというのが1つ目です。

あともう1つの視点は、18ページの⑤の「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の中で、「女性の健康づくり」というところです。ここは従来どおりの女性の健康づくりのことが書いてありますが、高市首相になってから性差医療というのが非常に注目されています。男性と女性で、もともと薬の量は男性を治験にして決められた量なので、女性に適切な量ではないものが使用されたりしています。いろんな意味で男性と女性の違いは性差医療・医学として非常に今から注目を浴びていく領域です。国立成育医療研究センターにも「女性の健康総合センター」というのができて、これから国もそういった性差に基づいた医学というのを進めていこうとしています。その視点があまりないので、これからの施策に福岡市もそういったものを「女性の健康づくり」の一つ目のところに、高年齢期以降の女性の性差医学に基づいた健康支援とか、何か一言入れたらどうでしょうかというご提案です。この2点を、市のほうにお尋ねしたいです。よろしくお願いします。

委員長：ありがとうございました。

まず、1点目の外国籍の方というのはいかがでしょうか。お願いいたします。

事務局：保健医療局地域医療課長でございます。ご意見ありがとうございます。非常に重要な施策の視点だと考えておりまして、福岡市におきましても海外の方、日本語を話すことができない方が受診をされた際の通訳のサービスといったものを行っているところではございます。そういった実際に行っている施策を、いかにこの計画の中に織り込むのかというところについては、こちらのほうでまた改めて検討させていただいた上で、なるべく記載できるような方向で考えていきたいと思っております。

また、続けて恐縮ですがけれども、性差医療に関するお話という部分ですけれども、こう

いった話としては新しいトレンド部分になってくるところもありますし、医薬品の開発等にかかわってくる文言になりますので、市としてどこまでできるのかといった部分は一定あるかと思いますが、こういったトレンドにつきましても、こういった形で記載をできるのかというところについてはしっかりと検討をしてみたいと思います。以上です。

委員長：ありがとうございました。計画への織り込みについて、ぜひご検討いただければと思います。

ちょうど先ほど、ここに来る前にワンビルの7階のCIC Fukuokaというところに私はおりまして、イノベーションとかスタートアップということなんですけど、毎週木曜日にイベントをやって、それで1年間振り返りをやっていたら、なんと15%ぐらいが毎回外国籍の方が参加されていました。大体毎回150~200人ぐらい集まっているんですけども、実はそのうちの15%が外国籍なんです。この数字は意外に高いなと思います。かつ、今日集まっていたそのメンバーが口々に言ってるのは、着実にわれわれの周りで外国の方が増えているというようなことをおっしゃってました。

そういったことから、人口自体は本当に自然減で減っていくような日本なわけですけども、その分外国から日本にビジネスの機会を見つけたり、いろんなことで来られる方が増えている。その中から一定数は、必ず定住を希望されるということです。そういった方々への健康面の視点の支援は大変重要なと個人的に思った次第でありました。

ほかにはいかがでしょうか。オンラインでご参加の委員の皆さまは何かございますでしょうか。あと、会場のほうからもさらにご意見等ございませんでしょうか。お願いいたします。

委員：ちっちゃなことなんですけど、15ページの一番上に「公民館の活用促進に向けた取り組みを進めるとともに」という記載があります。この趣旨が「人材の育成、場づくり」というタイトルのところなんですけど、この記載だと何か公民館の活用を促進することが大事だというふうに読めるんですけど、ここの記載の意図をお尋ねしたいです。

公民館のそもそもの趣旨は、今、地域コミュニティの核と福岡市は位置付けてますが、やはり社会教育施設ということが本来の意味でしょうけれども、福祉の計画の中で公民館の活用促進という表現が、この文章のあとのほうに来てもいいのかなとちょっと思ったんですが、お考えをお聞かせください。

委員長：ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。お願いいたします。

事務局：公民館の活用については市民局がメインでやっているところでございますけれども、先ほどご指摘があったように地域福祉の基盤のところは地域コミュニティですので、地域コミュニティの活動の支援をしっかりとやっていきたいと思っております。ということで項目としては入れておりますが、バランス的に人材育成のところのこの位置にあったほうがいいのかということについては、引き続き原案にしていく段階で考えたいと思います。ありがとうございます。

委員長：一案としては、公民館の活用促進というのが文章の冒頭に来てるということで、ややそちらにとらわれてしまうので、地域コミュニティ活動を支援するために公民館の活用促進もするし、そこを使って地域団体と連携するとか人材育成を把握をするための取組みを実施するという、順番を変えるだけでもかなり、先ほど中山委員ご指摘の趣旨を解するような表現になるかなと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、お願いいたします。

委員：災害への備えの充実のところです。今、障がい者の団体の防災のところに年に1回懇談会をさせていただいて、障がい者の在宅時の支援について福岡市はどのような取組み方をしていただけるのか、地域がどういうふうにしていただけるのかというのを継続して何年かしています。昨日ちょっと役員会をしましてぜひ聞いてきてほしいと言われたので、地域が主体となった取組みで校区防災がありまして、そこで避難所の設営とか避難訓練とかいろんなことをしているんですけども、団体としては福岡市に伺った時に、インクルーシブ防災訓練を地域のほうでぜひしていただけないだろうか、そこを充実させていただけないかというお話をいつもさせていただいています。

昨日、うちの役員会の中で法人監査があった時に、法人のほうは施設のほうで防災訓練、避難訓練をしているんですけど、地域のほうにも声掛けをしてくださいと言われたそうです。そして地域のほうから、そういうお誘いがあった時は、ぜひ参加するようにしてくださいと言われたということですけど、地域のほうからそういう声もかからないし、自分たちが地域にどういうふうに声をかけていいかも分からないという話になったんです。民生委員さんとか自治会の会長さんとか、そういう方をお願いしたらどうかと言ったんですけど、そうなった時に大掛かりな防災訓練になるんじゃないかと、施設のほうでも。

この前行った時には、行政のほうから地域のほうに、障がい者の団体もぜひ声をかけてくださいというふうに言いますからというお返事をいただいているんですけども、ここが「地域が主体となった取組み」ですので、地域なんですけど障がい者の団体は地域の中に入っていないんです。やはり障がい者の団体も一緒にそういう防災訓練、避難訓練とかそういうのにも、私たちは受け身の形でしかかわりませんので、一緒に考えて一緒にやっていきたいという気持ちを持っていますので、そのところをぜひお願いしたいと思います。以上です。

委員長：ありがとうございます。この点は事務局から何かございますでしょうか。お願いいたします。

事務局：市民局地域防災課長でございます。まさに要配慮者における避難支援というところになるんですが、福岡市におきましては、避難行動要支援者につきまして個別避難計画の作成を進めているところでございます。そこにおきまして作成自体は地域のほうにお願いしているところにはなるんですが、やはり普段から顔が見える関係づくりというのが、こういう避難行動においては重要であるというふうに考えております。まずは地域と一体となった活動をやっていただきたいと思いますので、それに向けましては行政といたしまし

でも、地域において個別避難計画作成ワークショップですとか出前講座を行っておりますので、先ほどもおっしゃっていただいたインクルーシブ防災訓練とセットとなった対応策というのをしっかり伝えていながら、実行性のある避難計画の作成に努めてまいりたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございます。お願いします。

事務局：24 ページの施策 3-5 の上のほうで、「見守りと災害時の助け合いの連携」ということでいろいろ書いてありますけど、実際に地域において、やっぱりご高齢の方については結構理解が進んでいるところがあるんですけども、障がい者の方との地域とのつながりが、普段からつながっている方同士で災害の時もというところが課題だというのは認識しております。それについてはご指摘のような形で、ちょっと新しい取組みもしながら考えていきたいと思っております。以上です。

委員長：ありがとうございます。さて、ほかにはいかがでしょうか。お願いいたします。

委員：まとめていただいて、また素案もしっかり訂正をいただきましてありがとうございます。

私からは 17 ページ、18 ページの、こころの健康づくりのところでお伺いをしたいと思っております。ひきこもりの成年地域支援センター「よかよかルーム」のほうは、成年対象ということで対応いただけるということも理解をしておりますが、その下のほうにあります⑤の中の子どもの健康づくりの中に、「次世代を担う子どものこころとからだの健康づくり」というところもあります。成年のひきこもりに関しては、上のほうでこころの健康づくりの中でしっかり対応していただけるというふうに認識しているんですが、子どもの場合はどのような取組みというか、位置づけがあるのかというのを、各論になると思いますが教えていただければと思います。

委員長：ありがとうございます。これは事務局いかがでしょうか。お願いいたします。

事務局：こども未来局の指導監査課長でございます。申し訳ございません。ちょっとこちらの事業につきましては担当課が本日は出席しておりませんので、詳細な説明は難しいところではございますけれども、福岡市におきましてはこの保健福祉総合計画とは別に、福岡市こども総合計画、第 6 次の計画案を昨年 3 月に策定させていただいております。そちらの計画の中で、そういった子どものひきこもり対策なども、対策も含めて記載をさせていただいているというところがございます。以上でございます。

委員：ありがとうございます。ひきこもりの対策というのは、本当に 8050 問題もありますし、今学校に行けてない子たちもまた、そういう成年にならないように若いうちからしっかり対応いただいて、子どもとそして大人に対してもしっかりと支援をまずは充実していただきたいなというふうには思っております。

相談支援体制の強化というのが 16 ページのほうにもありますけれども、複合的な問題で、今ぬくもりの窓口とかもさまざましていただいておりますので、いろんなところからひきこもりの問題に対してもアプローチできるようにというところも、総合的な関わりをしていただけるといふふうに思いますので、今後とも充実した内容でやっていただきたいなと思います。

もう 1 つだけ、20 ページの医療体制・福祉サービスの支援の実施の中で、3-1 の中の取り組みですけれども、事業者の経営支援というものがあります。事業所が今やっぱり継続できなくて倒産になってしまう病院もありますし、また福祉サービス事業所もあるかと思えます。ここはもうさまざま本当に、いろんなレスパイト事業所とか時間も拡大をしていただいたりしておりますし、ぜひとも事業所の経営支援というところを、主に取り組みを進めていくというところは今後も続けていただきたいなと思っております。

委員長：ありがとうございます。今の事業所の件に関して何かございますでしょうか。お願いします。

事務局：高齢社会政策課長でございます。介護事業所の経営支援は、介護人材の定着を進める上で大変重要な取り組みと考えております。現在、事業所にコンサルタントを派遣し、事業所それぞれが持つさまざまな課題に対してコンサルティングを行い自主的、自律的な経営改善につながる支援を進めているところでございます。

また、新たに広報に特化した採用支援のコンサルティングについても、今後進めていくことを考えております。介護事業所の経営支援は、DX の推進も進めながら、継続的に取り組みを進めていきたいと考えております。以上でございます。

委員長：ありがとうございます。ぜひこの辺りは、本当に人がやらなきゃいけない部分は人がやれるような、あまりこれは人がやらなくてもいいだろうという部分は、思い切っていろんなデジタルのツールなんかに任せるといふような形で、人が人を支えるという形が最後にきちんと成立するような方向性をぜひ検討を進めていただけるといいかなと思います。

ほかには委員の皆さんいかがでしょうか。もうだいぶご意見が出てきた感じです。お願いいたします。

委員：1 点だけ、19 ページの社会参加の促進の中に、「ふくふくクラブ福岡」というのが書いてあります。これは多分、老人クラブというお名前が、市としては「ふくふくクラブ福岡」といふふうになっているということで認識しているんですけれども、もともと老人クラブというのは単位町、町内単位のもの集まり、活動だと思うんですが、全体的な福岡市の取り組みとして書かれているんですけれども、町内への支援体制というんですか、そういったものに関してはどのように考えてらっしゃるのかと思ひまして、そこだけお尋ねします。

委員長：お願いいたします。

事務局：高齢福祉課長でございます。ふくふくクラブ福岡は、委員もご指摘のとおり市としての組織・事業、そして区としての組織・事業、あとは日々の活動については単位クラブで活動しているというところはございます。まず老人クラブ連合会としてさまざまな研修でありますとか、事業として単位クラブの活動にもつながるような事業というのは実施しているものというふうに考えてございます。

その上で、市としてのスタンスですけれども、これまで例えば事務の負担の軽減ということで事務のサポートの事業でありますとか、一定の支援というのは図ってきたところなんですけれども、今年度もう一步、単位クラブの活動の助けになるような取組みを充実させられればということで、検討会でありますとか市の老人クラブ連合会の事務局さんのほうに少し人を加配するような取組みをして、単位クラブの活動を一步でも支えていければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

委員：ありがとうございます。いろいろな取組みがなされているというのは重々承知をして、人員も増やされているということなんですけれども、やはり町内会単位の活動が活発にならないと、市としていろいろなイベントをしたとしても、原則は地域町内だと思えます。老人クラブの総会にこの間参加したんです、単位町ですけれども。85歳以上というよりも、63人いる会員の中で85歳が40名近くいる老人クラブ連合会なので、今後の活動がどうなっていくかというのはすごく不安に思われているのが現状ですので、ぜひできるだけ地域のほうに入り込んでいただいて、地域が福岡市の施策で本当に町内会の単位の老人クラブの活動が活発になっていくのか、支援が届いているのか、そこまでしっかりと取組みを見るというか、認識していただきたいということでご意見として申し上げておきます。

委員長：ありがとうございます。ぜひテザー感のある形で施策が現場に下りていくような、ということ全体を目指していけるといいのかなと思っております。ほかにはございますでしょうか。いかがでしょうか。

委員：今日、委員さんたちのお話を聞いていて、外国の方へのケアはどうなっているんだろうと、私も改めてはっと思いました。これだけの人数の委員さんの中に外国の方を専門に支援する方は入っていないなと思ったんですけど、福岡市はすごく外国の方が多くなって、私が住んでいる地域にもたくさんいらっしゃる方を見るんですが、そういった方たちの生活状況を把握したり、考えてくれる専門の機関があるのかどうか、またそうしたことに関係している場所があるならば、そこの方々が検討の委員の一人になって意見を反映できるような会になってもいいのではないかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

委員長：これは事務局はいかがでしょうか。

事務局：政策推進課長でございます。外国人の方へのケアといったところは、非常に重要な視点かなというふうに考えております。市の中でも外国人の方への支援というのは、い

ろいろな分野でされているところではございます。保健福祉の分野でも、様々な取組みを行っているところもございますので、そういったところも含めて、計画の中にこういったことが織り込めるのか、それから保健福祉審議会の審議体制につきましては、現状は専門の委員の方はおられないということではございますけれども、今後の委員の改選の時などを含めまして、より良い委員構成というところも検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長：ありがとうございます。では、次をお願いします。

事務局：外国人の方は大変多くなっておりまして、それに対して福岡市としてということで、福岡市の総務企画局の国際部門のほうで全庁的に、そういった方にどうするかというのは市役所の内部では検討が始まっております。われわれも保健福祉の分野ではこういったことが必要かということですか、現状を把握したりということは始めているところでございます。

そして委員の皆さんに入っていただくということについては、バリアフリーの協議会の委員にも入っていただいておりますけれども、いろんな方に入っていただくというのは、今、課長が申し上げたとおり考えていきたいと思います。ありがとうございます。

委員長：ありがとうございます。これから特に定住というか定着、まだ地域にしっかり根付いていらっしゃらずに居住を始められたという方は、これから定着を目指していくという方々が、多分一番大きな課題を、迷うとか分からないという課題を抱えておられるでしょうし、例えば災害のことについてもありましたけれども、いざ避難となったときには、日が浅いとかずいぶん日がたっているみたいなことは関係なしに、みんな避難しなきゃいけないという課題があります。そういった点も含めて、どこまで対応できるかというのはやれること、やれないことがあると思いますけれども、可能性についてはここで共有して、打てるところから打っていくことができるといいのかなと思いました。大変貴重なご意見ありがとうございます。

お願いいたします。

委員： 21 ページの「④適切な障がい福祉サービスの実施」というところで、昨今、障がい支援区分の判定など外部委託されていると思うんですが、どうしてこんな判定になるんだろうというような話も結構聞いておりますので、適切にその方に必要な支援がいくようにということで、外注する場合などの指導だったり監督だったりができるような仕組みを含めて、実施していただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

委員長：特にありますか。これはそのように頑張りますということかもしれませんけれども、よろしいでしょうか。どうぞ。

事務局：障がい在宅支援課長でございます。先ほどご指摘いただきました点は、区役所の

ほうでも委託した認定調査票の精査とかも細かく進めた上で、認定審査会で諮るようになっておりますけれども、先ほどのご指摘も踏まえてなお一層精査のほうに力を入れてまいりたいと思っております。以上でございます。

委員長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。お願いします。

委員：もうさんざんいろんなところに出てきたことですので、最終的には希望と取ってもらって結構です。

先ほど、委員からも言ったように、今僕らが身体障がい者としてすごく不安なのは、何かがあった時の避難なんです。昨日も大きな地震があって津波警報が出ていました。それから去年だったか、福岡のほうにも線状降水帯で豪雨の警報が出たりしています。それでインクルーシブの防災訓練というのがずっと言われているんですけども、なかなかこれが実現しないんです。紙面で出たり机上では出るんですけど、去年、早良区だったかあちらのほうで1度やっていただいたんですけど、行政が中心になってどんどんプッシュしてくれると、いっぺんにいろんな障がい団体のいろんな障がいのタイプの人を参加させる必要はないんです、少しずつで構いませんので、いわゆる本当の意味でのインクルーシブの防災をやってくださればいいのかなと思います。

それと、先ほど事業の支援のことで少し出てきたんですけど、いろんなことを委託を受けて僕らもやります。そんな時に、これだけ物価が上がったり人件費が上がっている時に、福祉から入ってくるお金と僕らのところに入ってくるのは、3年に1回とかの見直ししかないんです。それで同じ予算で同じことをしようとするとできない。だから同じ予算であれば、縮小するしかない。ここいらを少し考えていただければ、僕らもいろいろ節約とかの努力をします、そういったことを考えていただければと思います。これは要望として聞いていただければ結構ですので、よろしく願いいたします。

委員長：大変重要なご要望だと思います。こちらも全てに手が出るということではないかもしれませんが、できることは何だろうということを、お互いに一緒に考えていくことが実現できればと思います。これは事務局でよろしいですか。

事務局：はい。

委員長：他にご意見はございますでしょうか。お願いいたします。

委員：意見というわけではないんですが、今の委員のお話で、私は校区で自主防災会に所属しております。それでインクルーシブな避難訓練を本当はやりたいなと思っているんですけど、行政の方々もきつとってくださっているんだと思いますが、地域の自主防災会としては、どこにそういった施設があるのか全部把握しているわけではありませんで、ぜひぜひ遠慮せずにその地域の協議会などに、ここにあるのでぜひ防災訓練に参加させてくださいと、どんどん言っていかれたらいいのかなと思いました。そしたらきつと自主防災協議会の会長さんをはじめ、皆さん優しい方ですので、一緒にどういうふうな避難訓練

をしたらいいかを考えていってくれるのではないかな。少なくともわが校区はそうありたいなと思っています。以上です。

委員長：大変素晴らしいご意見をありがとうございます。意外に身近にはリソースがあるんだけど、お互いがそれを気付いていても声が出せていない、あるいは気付いていなかったみたいなことも大いにあるような気がいたしました。今のご意見、大変重要なご意見でした。ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

委員：今ご意見があったインクルーシブな防災訓練。実は私の町内では実際やりました。施設の方とではなくて、そこに住んでいる障がいのある方を町内のほうで把握して、その方が実際、例えば車いすだったり、いろんな状況の中で集会所に避難をしてくるという訓練を実施しました。そこで訓練ではなくて、来ることによってどういった、例えば来るまでの間に段差があるとか、ここは狭いから車いすは通れないとか、避難している間にお菓がなくなったらどうしようとか、そういったことをとにかくいろんな気付いたことをしゃべる場になったものだったんです。

大きな校区単位とかでやるとなかなか大変でしょうが、こういった町内のことというのは、一番本当は原点じゃないかなというのを改めて感じました。ただ、それをやる、たまたまその自治会長さんはそういったものに長けた方だったのでやられたんですけども、こういうところが一番の基本じゃないかなと思いましたので、実はこういうことをやってるよということをご紹介させていただきたかったのです。

委員長：ありがとうございます。防災となると非常に感心も高まるかなということを考えながらお聞きしておりました。ほかには何かございますか。お願いいたします。

事務局：地域防災課長です。いただいた意見は私どもも課題と認識しておりまして、地域で一体となったエリアというのは、火災・防災・避難活動において有効に機能しているという事例を聞いております。私どもは今、個別避難計画と言いまして、要支援者をまず地域で確認していただいて、その人たちに対するそれぞれの支援者というのを決めて支援をしていくという形を今取っている、計画を作っているところです。その計画の作成で終わるのではなく、実際に避難行動につなげていただくためには、特に障がい者あるいは配慮を要する高齢者の方に実際の避難訓練を通して、先ほど言っていましたように地域における案内板、場所とかどういった形がハザードになるのかというところを確認していただくことが重要だと思っております。

繰り返しになりますが、やはり支援者と支援される方が一緒に参加するインクルーシブな防災訓練というのを、セットとなって地域に理解をしていただくということの周知・啓発を徹底していきたいと思えます。以上です。

委員長：ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。だいぶご意見が出たところなんですけど、よろしいでしょうか。事務局のほうからも特段よろしいでしょうか。

それでは、各委員の皆さまから大変貴重なご意見を今日はたくさん頂戴することができ

ました。次期福岡市保健福祉総合計画につきましては、本日いただいたご意見を参考にしながら、さらに事務局のほうで原案のブラッシュアップを行っていただいて、今年は２回、各専門分科会が開催されることになっております。その分科会にて委員の皆さんと審議を重ねていくということになっておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

それと本題とは関係ないんですが、今日気付いたんですが、事務局の皆さんがコメントをしていただくときに、昔は「〇〇課長です」で終わりだったんですけど、「〇〇課長の何々です」と名を名乗っていろいろとご回答をいただいていたのと、いつからそうなったんだろうと、聞くのが遅くて恐縮だったんですけど、それはとてもいいなと感じました。

それでは議事はこれにて終了させていただきます。マイクを事務局にお返しいたします。

V 閉会

事務局：委員長、進行ありがとうございました。また、委員の皆さまにおかれましては、さまざまなご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。次期計画の原案につきましては、７月ごろに各専門分科会においてご審議いただく予定としておりますので、皆さま引き続きよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和８年度第１回福岡市保健福祉審議会総会を閉会いたします。なお、不要な資料がございましたら、机の上に置いたままをお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。